

事務連絡
令和2年2月24日

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡）等において、留意事項等をお示ししているところです。

今般、介護サービス事業所等について、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また、利用者等の意向を確認した上で、災害における介護報酬等の取扱いの考え方を参考に、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡）を都道府県等に対して発出したところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡）